

Total Habilitation System 株式会社

デイサービス グリーン

指定介護予防通所介護相当サービス及び

地域密着型通所介護運営規程

指定介護予防相当サービス及び地域密着型通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 Total Habilitation System 株式会社が実施する指定介護予防通所介護相当サービス及び地域密着型通所介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態及び要介護状態にある者（以下、「利用者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス グリーン
- 二 所在地 長崎県長崎市江川町 68 番 5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤1名：【機能訓練指導員と兼務】）

管理者は、従業者の管理、事業の利用者申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 3名（常勤3名：【介護職員と兼務】）

生活相談員は、事業計画を作成し、その計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

三 介護職員 3名（生活相談員と兼務）

介護職員は、日常生活上必要な介護を行う。

四 機能訓練指導員 6名（うち1名は管理者と1名は看護師と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

五 看護職員 2名（常勤1名非常勤1名）

※但し、併設の訪問看護ステーションが ①9:00～12:00 ②13:00～16:00 の時間帯で兼務体制を整備する。

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は、毎週月曜日から土曜日とする。但し、12月31日～1月3日は休日とする。

二 営業時間は、月曜日から土曜日を午前8時00分から午後5時00分とする。

但し、上記の営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

三 サービス提供時間 1単位目 9:00～12:00 2単位目 13:00～16:00

（事業の利用定員）

第6条 事業の利用定員は 1単位目 18名 2単位目 18名とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する事業内容を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額、及び当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 機能訓練

四 送迎

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 前各号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用については実費を徴収する。

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市（野母崎町、旧三和町、土井首町、深堀町、香焼町、小ヶ倉町、戸町）の中学校区域とする。その他の地域については、送迎時間の都合上、要相談とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、事業を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うものとする。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し、迅速に対応する。

- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、Total Habilitation System 株式会社と事業所の管理者の協議のうえ定めるものとする。

(付則) この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年9月1日より一部変更し、施行する。

この規程は、平成28年3月31日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年1月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年6月1日より施行する。

この規程は、令和5年10月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

- ・ 契 約 書
- ・ 重要事項説明書

| | |
|---------|-------------|
| 説明日 | 令和 年 月 日 |
| 利用者名 | |
| サービス機関名 | デイサービス グリーン |
| 事業所番号 | 4270107198 |

居宅サービス・介護予防サービス・日常生活支援総合事業 契約書（共通契約書）

____様（以下「利用者」と略します。）と、Total Habilitation System 株式会社（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法、長崎市介護予防・生活援助サービス実施要綱、その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

- ① 通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業
（「契約書別紙（兼重要事項説明書）①」）
- ② 居宅介護支援・介護予防支援 （「契約書別紙（兼重要事項説明書）②」）
- ③ 訪問看護・介護予防訪問看護 （「契約書別紙（兼重要事項説明書）③」）

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者へ説明して同意を得、交付します。

- 2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者へ説明の上、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する

場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。
- 3 利用者が、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、利用者は、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
 - 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 一 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - 二 利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 二 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 三 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 四 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- 五 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 六 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- 七 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- 八 利用者が死亡した場合
- 九 利用者が職員や他の利用者に対し暴言や暴力、セクシュアルハラスメントなど不適切な行為を行った場合
- 十 利用者が理由なく長期間にわたりご利用を休止される場合

(損害賠償)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

- 第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

- 第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存します。
- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
 - 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

（契約外条項）

- 第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、居宅サービス、介護予防・日常生活支援総合事業に関する契約を締結します。
上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利 用 者 住 所

氏 名

(代理人) 私は、本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 (家族または法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者 所在地 長崎市江川町68番5号

事業者 (法人) 名 Total Habilitation System 株式会社

代表者 氏名 川副 巧成

通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

(事業の概要)

| | |
|---------|---|
| 法人名 | Total Habilitation System 株式会社 |
| 代表者名 | 川副 巧成 (代表取締役) |
| 管理者名 | 岡本 康宏 (作業療法士) |
| 事業所名 | デイサービス グリーン |
| 所在地・連絡先 | (住所) 長崎市江川町 68 番 5 号 (電話) 095 - 832 - 5500 (FAX) 095 - 832 - 5510 |
| 事業所番号 | 4270107198 |
| 利用定員 | ①18名 ②18名 |

(事業の目的)

第1条 この規定は、Total Habilitation System 株式会社 (以下「本会」という。) が開設するデイサービス グリーン (以下「事業所」という。) が行う指定通所介護事業および指定介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員、看護職員 (以下「通所介護従業者」という。) が、要支援または要介護状態にあたる高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業・指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業の従業者は、要介護・要支援・事業対象者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉

サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

1 事業所の職員体制と勤務時間、資格等

| 従業者の職名 (勤務時間) | 常勤 (兼務) | 非常勤 (兼務) | 関係資格 |
|-------------------------|------------|-------------|-----------------------|
| 管理者 (8:00～17:00) | 1 (1) | 0 (0) | 作業療法士 (機能訓練指導員と兼務) |
| 機能訓練指導員 (8:00～17:00) | 5 (2) | 0 (0) | 理学療法士・作業療法士 |
| 生活相談員 (8:00～17:00) | 2 (2) | 0 (0) | 介護福祉士 (介護職員と兼務) |
| 看護職員 (10:00～15:00) | 2 (1) | 1 (1) | 看護師 (介護職員と兼務) |
| 介護職員 (8:00～17:00) | 4 (3) | 0 (0) | 介護福祉士 (生活相談員と兼務) |
| 合計 | 14 | 1 | |

2 サービスの概要

| | |
|---------|---|
| サービス時間 | ① 9:00～12:00 ② 13:00～16:00 |
| 営業日 | 平日、土曜、祝日 |
| 営業しない日 | 日曜、12月31日～1月3日 |
| 事業の実施地区 | 長崎市南部（野母崎、旧三和町、土井首、深堀、香焼、小ヶ倉、戸町、伊王島）各中学校区 |

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

① サービス内容

| 種 類 | 内 容 |
|----------------|---|
| 機 能 訓 練 | 機能訓練指導員により、筋力向上トレーニングをはじめ、心身機能の低下を防止するためのサービスを行います。 |
| 健康チェック | バイタルチェック等利用者の全身状態の把握を行います。 |
| 生活指導 相談及び援助 | 利用者とその家族からのご相談に応じます。 |
| 送 迎 | ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。 |

② 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として、料金表の額（1割負担、2割負担、3割負担のいずれか）がお客様のご負担額となります。※料金表（別紙1）

4 サービス内容に関する苦情受付の手順および相談窓口

(1) 苦情受付の手順

①苦情の申し出：

お客様またはそのご家族で、事業所設置の相談窓口へお申し出下さい。

②苦情・意見の受け付け：

当事業所の相談窓口にて、お客様またご家族の苦情やご意見等を受け付けます。

③苦情内容の確認：

当事業所は、お客様またはご家族の苦情やご意見等に対し、担当者が苦情の内容を的確に確認し、当法人の苦情処置規定に則って、誠意を持って対応致します。

④苦情に関する解決の責務：

苦情の内容は、必ず解決されるべき課題とし、事業所はその責務を明確すると同時に、書面をもって苦情解決責任者が、苦情申出人に明確な回答を行います。

(2) 苦情受付の相談窓口

| | |
|--------------------|---|
| 当事業所お客様相談窓口 | 受付時間 8：00～17：00 相談方法 お電話、もしくは事業所受付担当者へご相談下さい。 電話 095-832-5500 担当 岡本 康宏 |
| 長崎市役所 介護保険課 | 受付時間 9：00～17：00 ※ 土日祝日を除く 電話 095-829-1163 FAX 095-829-1250 |
| 長崎県国民健康保険 団体連合会 | 受付時間 9：00～17：00 ※ 土日祝日を除く 電話 095-826-1599 FAX 095-826-7325 |

5 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

| | | |
|---------------------|------------------|-----|
| 主治医 | 病院名 及び 所在地 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 緊急時 連絡先 (家族等) | 氏名（続柄） | () |
| | 住所 | |
| | 電話番号 | |

6 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用にて破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (3) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (5) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (6) 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

7 契約の解除について

ご利用者様が以下のような行為をされた場合、契約の継続が難しくなることがあります。※ハラスメント（別紙2）

- ・スタッフや他の利用者様に対する暴言や暴力
- ・セクシュアルハラスメントなどの不適切な行為

このような行為が見られた場合、他の利用者様やスタッフの安全と快適な環境を守るため、サービスの提供を一時的または恒久的に中止することがあります。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

8 長期間のご利用休止について

ご利用者様が理由なく長期間にわたりご利用を休止される場合、サービスの継続に関するご意向を確認させていただくことがございます。また、状況に応じて登録の抹消を検討させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

なお、ご利用再開をご希望の際は、お気軽にご連絡ください。

- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院若しくは病気等により、2ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合なお、期限が不明な場合、1ヶ月間はその利用者の枠を確保するものとする。

9 災害・事故対策について

○サービスの実施においては事故防止に努めますが、万が一、事故、災害が発生した場合には、当方人規定の事故、災害対策マニュアルに沿って、迅速に対応致します。

以上

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住所 長崎市江川町68番5号
 事業者(法人)名 Total Habilitation System 株式会社
 施設名 デイサービス グリーン
 事業所番号 4270107198
 代表者名 川副 巧成

説明者 氏名 岡本 康宏

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護・介護予防通所介護・日常生活支援総合事業のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人(選任した場合) 住所 _____

氏名 _____